

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

商工省

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

第 39 /2011/TT-BCT 号

ハノイ、2011 年 10 月 28 日

通達

エネルギー管理・エネルギー診断士の教育及び資格の発行について

政府が 2007 年 12 月 27 日に公布した商工省の役割・職務・権限及び組織構造について規定した議定第 189/2008/ND-CP 号に基づき、

政府が公布した商工省の役割・職務・権限及び組織構造について規定した議定第 189/2008/ND-CP 号第 3 条を改正・追加した政府による 2011 年 6 月 14 日付の議定第 44/2011/ND-CP 号に基づき、

省エネ法に基づき、

政府が 2011 年 3 月 29 日に公布した省エネ法の詳細及び施行方法について規定した議定第 21/2011/ND-CP 号に基づき、

商工大臣は、エネルギー管理・エネルギー診断士の教育及び資格の発行について以下に規定する。

第 1 章 一般規定

第 1 条 適用範囲

本通達はエネルギー管理・エネルギー診断士の教育、エネルギー管理の資格を発行・認定する権限、エネルギー診断士の資格を発行・認定・没収する権限について規定する。

第 2 条 適用対象

本通達はエネルギー管理の教育、資格の発行・認定という活動、及びエネルギー診断士の教育、資格の発行・認定・没収という活動に参加する組織・個人対して適用される。

第 3 条 用語説明

1. エネルギー管理資格とは、商工省がエネルギー管理資格取得試験の合格者に対して発行する資格である。
2. エネルギー診断士資格とは、商工省がエネルギー診断士資格取得試験の合格者に対して発行する資格である。

第 2 章

エネルギー管理・エネルギー診断士の教育機関

第 4 条 エネルギー管理・エネルギー診断士の教育機関として認定される条件

エネルギー管理・エネルギー診断士の教育機関とは、法律の規定に従って設立され、以下の条件を満たした組織である。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. インフラ整備について
 - a) ベトナム基準に則った面積、照明・換気の条件を満たした教室がある。パソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード（又はブラックボード）などの必須の教育手段、及びその他の必要な設備が整う。
 - b) 熱システム、ポンプシステム、換気扇・圧縮ガスのシステム、照明システムに係る実習施設がある。
 - c) エネルギー診断の設備が充実し整備されている。
2. 教員について
 - a) 教育の規模に応じた教員の人数が揃い、そのうち少なくとも 2 人の教員はその教育機関の正職員であること。
 - b) 教員は大学以上でエネルギー・エネルギー診断関連の理工学を専攻して学位を持ち、教育プログラムの要件を満たすこと。
3. 教育プログラムを行うのに必要な専門知識及び業務スキルに関する要件を満たした教育管理システムを持つ。

第 5 条 登録の書類

本通達の第 4 条に定める条件を満たした教育機関は、書類を作成してエネルギー総局に提出する。登録の書類は以下の通り。

1. エネルギー管理・エネルギー診断士教育機関認定申請書。
申請書には法律上の代表者、連絡先、電話番号、E-mail、ウェブサイトなどの教育機関に関する情報の記載が必要。様式に関しては本通達の付録 1 にて規定される。
2. 営業許可書または教育機関設立決定書の公証コピー
3. 本通達の第 4 条に定めるインフラ整備・教員に関する説明書

第 6 条 教育機関の審査・認定

1. エネルギー総局は申請を行う教育機関から登録書類を受理した日より 5 営業日以内に書類の適性を検討する。書類に不備がある場合、エネルギー総局は教育機関に書類の追加要請書を送付する。
2. 適切な登録書類を受理した日より 30 営業日以内にエネルギー総局は、本通達の第 4 条に定める内容に従ってその教育機関の実力を診断・査定し、商工省大臣に提出する。商工省大臣はエネルギー管理・エネルギー診断士の教育条件を満たした機関に対する認定を決定する。決定書様式は本通達の付録 2 にて規定される。

第 3 章

エネルギー管理・エネルギー診断士の教育及び資格の発行

第 7 条 受験者に対する条件

1. エネルギー管理コースの受験者は、省エネ法の第 35 条・第 1 項・項目 a に定める条件を満たさなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. エネルギー診断士コースの受験者は、大学以上でエネルギー分野または関連の理工学を専攻し学位を取得していることとし、エネルギー分野において 3 年以上の実務経験がなければならない。

第 8 条 教育の実施

1. 教育機関はマスコミ及びその教育機関で募集要項を出す。募集要項は以下の内容を含む。
 - a) 募集コースの目的・要件
 - b) 募集コースのプログラムの内容・期間・場所・学費・その他の必要な情報
2. 教育機関は生徒募集を行い、開講日の 7 営業日前までに書面にてエネルギー総局にそのコースの目的・場所・期間及びそのコースに参加する生徒・教員の人数を報告する。計画の変更がある場合、教育機関は速やかにエネルギー総局に報告しなければならない。
3. 教育機関は商工省が策定したプログラムの内容に沿って教え、規定に従ってエネルギー管理・エネルギー診断士コースを修了した生徒に修了証明書を発行する。
4. 収支のバランスを保つという原則に基づいて、教育機関は法律の規定に従って生徒から学費を徴収することができる。
5. そのコースが終了してから 10 日以内に教育機関は書面にてエネルギー総局に教育機関が行ったコースの過程について報告する責任がある。

第 9 条 資格取得試験の受験条件

1. エネルギー管理・エネルギー診断士コース修了証明書の取得者で、規定に従って受験料を支払う。
2. 以下の対象はエネルギー管理・エネルギー診断士コースに参加しなくても受験できる。
 - a) 大学以上でエネルギー管理・エネルギー診断士を専攻して学位を持つ者
 - b) ベトナムが認定・承認する国際機関により発行されたエネルギー管理・エネルギー診断士コースの修了証明書を持つ者。

第 10 条 資格の発行、資格の認定・承認

1. 商工省が主催する資格取得試験の合格者には全国において有効となる資格が発行される。エネルギー管理・エネルギー診断士資格の様式は、本通達に添付される付録 3、付録 4 に規定される。
2. 相互承認協定が結ばれた権限を持つ外国の機関または国際機関が発行したエネルギー管理士・エネルギー診断士の資格を持つ者は、法律の規定に基づいてベトナムにおいて認定・承認される。

第 11 条 エネルギー管理資格・エネルギー診断士資格証明書の交換・再発行

1. 資格証明書の破損、縮れ、紛失の場合、その資格を持つ者は資格証明書の交換・再発行を申請する権利がある。
2. 資格証明書の交換・再発行の申請書類は以下の通り。
 - a) 交換・再発行申請書（交換・再発行の理由を明記する）
 - b) 証明写真（3 x 4cm）を 2 枚

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. エネルギー管理・エネルギー診断士資格証明書の交換・再発行の申請書類を受理した日より10営業日以内に、エネルギー総局は、その申請書類の適性を検討し、商工省大臣に提出する。商工省は資格証明書の交換・再発行の申請者にエネルギー管理・エネルギー診断士資格証明書を交換・再発行する。
4. 交換・再発行の申請者は法律の規定に従って手数料を支払う。

第12条 エネルギー診断士資格の没収

エネルギー診断士資格の発行を受けた者が、違う目的でその資格を使用した場合には、政府が2011年8月24日に公布した省エネに係る行政違反の処罰について規定した議定第73/2011/ND-CP号の第12条に従って処罰され、エネルギー診断士の資格が没収される。

第13条 書類の保管

1. エネルギー管理・エネルギー診断士の教育機関は、書類の保管に関する法律の規定に従って各コースの書類を保管する責任がある。保管すべき書類は以下の通り。
 - a) 生徒の入学願書、各コースの修了証明書を発行した生徒のリスト
 - b) 各コースに参加した教員リスト
 - c) エネルギー管理コース・キャリアアップ講座の修了証明書の発行に係る管理帳
2. エネルギー総局は、書類保管に関する法律の規定に従って書類を保管する責任がある。保管すべき書類は以下の通り。
 - a) 資格取得試験の受験者リストおよび各試験の結果
 - b) 資格取得者リスト
 - c) 資格証明書の交換・再発行の申請書類及び申請者リスト

第4章 施行

第14条 発効

本通達は2011年12月15日より発効する。

第15条 施行

1. エネルギー総局は、エネルギー管理・エネルギー診断士の教育機関における教育過程の検査・監督を行う。
2. 関連組織・個人は本通達に従って施行する責任を負う。問題・疑問点が発生した場合は、エネルギー総局に意見・建議を出す。エネルギー総局は問題解決法を提案する。

宛先:

- ・ 政府首相（報告用）
- ・ 各副首相（報告用）
- ・ 各省、省に相当する機関、政府直轄機関
- ・ 各省・中央直轄市の人民委員会
- ・ 最高人民裁判所

大臣代理
副大臣

Hoang Quoc Vuong

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ 最高人民検察院
- ・ 各省・中央直轄市の商工局
- ・ 各公社グループ、国営公社
- ・ 司法省 法規文書検査局
- ・ ベトナム商工会議所 (VCCI)
- ・ 公報
- ・ 商工省ウェブサイト
- ・ 保管：書類管理部、科学技術省、PC

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録 1

エネルギー管理・エネルギー診断士教育機関認定申請書様式
(商工省大臣による 2011 年 月 日付のエネルギー管理・エネルギー診断士の教育
及び資格の発行について規定した通達第...../2011/TT-BCT 号の添付資料)

(機関名)

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

申請書

エネルギー総局御中

機関名 :
所在地 :
代表者 :
電話番号 : ファックス :
E-mail :
ウェブサイト (ある場合) :

商工省が 2011 年...月...日に公布したエネルギー管理・エネルギー診断士の教育及び資格の発行について規定した通達第 /2011/TT-BCT 号の第 4 条に基づき、..... (機関名)は、.....の教育を行うのに必要な要件を満たしたことを確約いたします。

エネルギー総局が..... (機関名)を.....の教育機関として認定することを希望いたします。

添付書類は、.....

所長

(氏名を明記、捺印)

差出人 :

・ 同上

.....

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録 2

エネルギー管理・エネルギー診断士教育機関認定決定書

(商工省大臣による 2011 年 月 日付のエネルギー管理・エネルギー診断士の教育
及び資格の発行について規定した通達第...../2011/TT-BCT 号の添付資料)

商工省

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

第...../QD-BCT 号

ハノイ、.....年.....月.....日

決定書

エネルギー管理・エネルギー診断士教育機関の認定について

商工省大臣

.....に基づき、
.....に基づき、
..... (機関名)の申請書類を検討し、
.....の要請を受けて

決定

第 1 条

..... (機関名)をエネルギー管理・エネルギー診断士の教育機関として認定する。

所在地：.....

営業許可書番号：第.....号

発行日：.....年.....月.....日 発行機関：.....

第 2 条

..... (機関名)は、商工省による規定の通りにエネルギー管理・エネルギー診断士の教育を行う責任を負う。

第 3 条

..... (機関名)及び関連機関は本決定を実施する責任を持つ。

宛先：

大臣

- ・ 第 3 条と同じ
- ・


【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録 3

エネルギー管理資格証明書様式

(商工省大臣による 2011 年 月 日付のエネルギー管理・エネルギー診断士の教育
及び資格の発行について規定した通達第...../2011/TT-BCT 号の添付資料)

<p>商工省</p> <p>エネルギー管理 資格証明書</p> <p>(カバーページ 1 : 緑色か青色)</p>	<p>(カバーページ 2 : 緑色か青色)</p>
---	---------------------------

<p>THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM Independence – Freedom – Happiness</p> <p>MINISTER OF INDUSTRY AND TRADE Certificate</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 40px;">3 x 4 写真</div> <p>Mr/Ms..... Date of birth:..... Has successfully passed the test on...../...../..... and Meet requirement to be</p> <p>Energy Manager</p> <p>Date of issue :..... 番号/No :.....</p> <p>(ページ 3 : 白色)</p>	 <p>ベトナム社会主義共和国 独立・自由・幸福</p> <hr/> <p>商工省大臣</p> <p>認定</p> <p>Mr/Ms : 生年月日 :年.....月.....日の資格取得試験に合格し、</p> <p>エネルギー管理士</p> <p>となる条件を満たしたことを認定する。</p> <p>ハノイ、.....年.....月.....日 大臣</p> <p>(サイン、捺印)</p> <p>(ページ 4 : 白色)</p>
--	---


【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録 4

エネルギー診断士資格証明書様式

(商工省大臣による 2011 年 月 日付のエネルギー管理・エネルギー診断士の教育
及び資格の発行について規定した通達第...../2011/TT-BCT 号の添付資料)

<p>商工省</p> <p>エネルギー診断士 資格証明書</p> <p>(カバーページ 1 : 赤色)</p>	<p>(カバーページ 2 : 赤色)</p>
---	------------------------

<p>THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM Independence – Freedom - Happiness</p> <p>MINISTER OF INDUSTRY AND TRADE Certificate</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">3 x 4 写真</div> <p>Mr/Ms..... Date of birth:..... Has successfully passed the test on.../.../..... and meet requirement to be</p> <p>Energy Auditor</p> <p>Date of issue :..... 番号/No :.....</p> <p>(ページ 3 : 白色)</p>	 <p>ベトナム社会主義共和国 独立・自由・幸福</p> <hr/> <p>商工省大臣 認定</p> <p>Mr/Ms : 生年月日 :年.....月.....日の資格取得試験に合格し、</p> <p>エネルギー診断士</p> <p>となる条件を満たしたことを認定する。</p> <p>ハノイ、.....年.....月.....日 大臣</p> <p>(サイン、捺印)</p> <p>(ページ 4 : 白色)</p>
---	--